

【資料②】

資源向上支払（共同）の制度拡充（生態系保全型）について

■「生態系保全型」の追加

- ・・・琵琶湖保全再生法（平成 27 年 9 月施行）第 17 条に「多様な水田生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及」が規定されたこと、平成 28 年度で国の制度（高度な農地・水の保全活動）が完了したこと等を踏まえ、平成 29 年度より新テーマ「生態系保全型」が追加された。

■取組内容および交付単価

テーマ	【生態系保全型】生物多様性の回復	
取組内容	1. 計画策定 ・活動開始年度の 6 月末までに「生態系保全計画書」を作成すること。 2. 啓発普及 ・計画書の作成にあたっては、専門家の指導を受けること。 3. 実践活動 ①水路魚道の設置 ・魚の遡上が可能となるよう、水路に階段状に堰を設ける魚道を設置すること。 ・水田への侵入を容易にする一筆排水柵を改修すること。 ②水田魚道の設置 ・魚の遡上が可能となるよう、水田と排水路をつなぐ小規模魚道を設置すること。 ③生息環境向上施設の設置 ・水田内水路、ビオトープ、ワンド、石積み護岸等を設置すること。 ④生物の移動経路の確保 ・生物の移動経路確保のため、水路蓋、農道下の暗渠等を設置すること。	
活動要件	①から④の共通 ・「標準型」との単価差（水田 500 円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。 ・施設設置後（次年度以後）に保全対象となる生物（魚類など）の生息状況や移動経路の確保の状況についてモニタリング調査を行うこと。	
交付単価（10a あたり）	田	1, 8 0 0 円
	畑	8 0 0 円
	草地	1 2 0 円

■取組内容（計画策定・啓発普及）

- ・・・専門家の指導を受けて「生態系保全計画書」を作成してください。また、施設整備後は期間中毎年モニタリング調査で効果を確認してください。
（専門家の例：学識経験者、みずすましセンターの生物環境アドバイザーなど）

⇒【別添 参考資料】

- ・生態系保全計画書（様式・記載例）

■取組内容（実践活動）

- ・・・以下の年間必要設置数を勘案して「生態系保全計画書」を作成し、設置してください。

<年間必要施設数>

①水路魚道

- ・水路魚道（堰上式） 1箇所/40ha以上設置してください。
- ・水路魚道（階段式） 1箇所/10ha以上設置してください。

②水田魚道（一筆型）

1箇所/10ha以上設置してください。

③生息環境向上施設

- ・水田内水路 20m/10ha以上設置してください。
- ・その他の施設 1箇所/10ha以上設置してください。

④生物の移動経路の確保

- ・水路の蓋、農道下の暗渠 25m/10ha以上設置してください。
- ・水路からの脱出施設 1箇所/10ha以上設置してください。

⇒【別添 参考資料】

- ・生態系保全型の対象となる取組
- ・交付対象面積に対する生態系保全型の年間必要施設数 早見表

■その他Q&A

Q. 年間必要施設数に満たない数量で設置したい場合はどうするのか。

A. 生態系保全型の交付対象にはありませんが、農村環境保全活動の生態系保全の実践活動や多面的機能の増進を図る活動において取組が可能です。

Q. 年間必要施設数早見表では、ビオトープ、ワンド、石積み護岸は「個別協議」となっているがどう対応すればよいか。

A. ビオトープ、ワンド、石積み護岸などは規模や工法によって設置（整備）費用が大きく異なるため、活動組織が設置（整備）費用を見積り等で算出し、「標準型との単価差（水田 500 円/10a）があるか」で判別する。

Q. 複数の取組は可能か

A. 年間必要施設数を組み合わせることで計画を立てることが可能。

例1) 資源向上支払（共同活動）対象農用地面積：水田 75ha

○年間の取組	水路魚道（堰上式）	1箇所設置・・・40haに相当
	<u>水田魚道（一筆型）</u>	<u>4箇所設置・・・40haに相当</u>
	合計	80haに相当

例2) 資源向上支払（共同活動）対象農用地面積：水田 85ha

○年間の取組	水田内水路	60m設置・・・30haに相当
	水路の蓋	50m設置・・・20haに相当
	<u>水路からの脱出施設</u>	<u>5箇所設置・・・50haに相当</u>
	合計	100haに相当

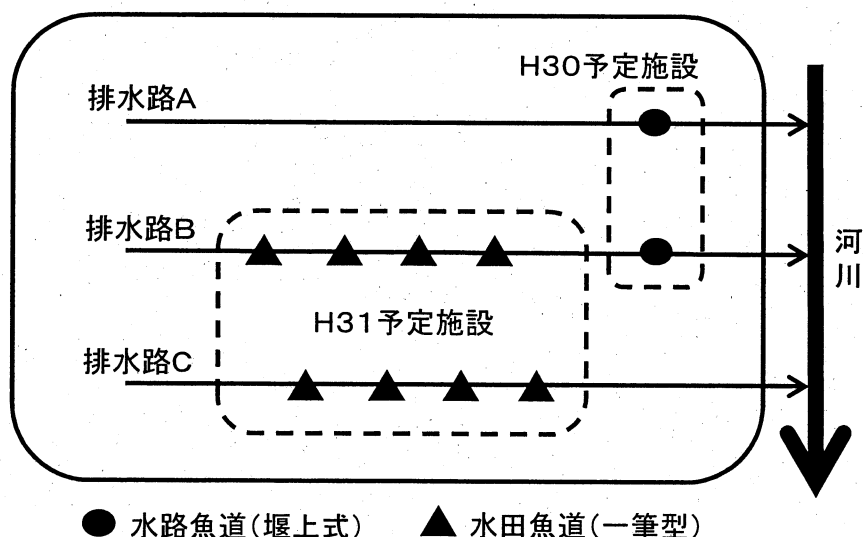
Q. 生態系保全型の活動期間の考え方はどうか。

A. 資源向上支払（共同活動）の活動期間内（最長5年）であれば1年でも複数年でも取り組むことができる。また、上記活動期間内で生態系保全型に取り組まない活動期間は資源向上支払（共同活動）の標準型の交付単価となる。

算定例) 資源向上支払（共同活動）対象農用地面積：水田 75ha

資源向上支払（共同活動）活動期間：H29～H33

生態系保全型 取組期間：H30～H31



○交付金額

- ・ H30 年度 水路魚道 2 箇所設置 ⇒ 年間交付金：75ha×1,800 円/10a=1,350,000 円
- ・ H31 年度 水田魚道 8 箇所設置 ⇒ 年間交付金：75ha×1,800 円/10a=1,350,000 円
- ・ H29、H32、H33 年度は資源向上支払（共同活動）標準型の交付単価が適用
⇒ 年間交付金：75ha×1,300 円/10a= 975,000 円

Q. 複数年の設置計画を立て、1年目で計画したすべての施設を設置した場合、2年目以降は交付を受けられるのか。

A. 受けられる。

Q. 設置した施設の維持管理経費は生態系保全型の交付対象にならないのか。

A. この取組は施設の整備に対する支援のため、交付対象になりません。維持管理については、資源向上支払（共同活動）の標準型に含まれます。

Q. 計画していた施設数が期間内に設置できなかった場合はどうなるか。

A. 交付した標準型との差額（500円/10a）の全部を、生態系保全型に取り組んだ認定年度に遡って返還を求めることになる。

Q. 施設整備後のモニタリング調査で効果確認できなかった場合は、交付金返還となるのか。

A. 調査結果により効果が認められなくても、交付金返還の必要はありません。

Q. 活動要件として「標準型」との単価差（水田 500円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと」とあるが、年間必要施設早見表に記載の必要設置数を満たせば単価差額以上に見合う活動となるのか。

A. 早見表で年間必要設置数が示されている施設については、年間の必要設置数を満たせば単価差額以上に見合う活動となる。ビオトープやワンドなど、「個別協議」となっている施設については計画した施設の設置費用が「標準型」との単価差（水田 500円/10a）以上であれば要件を満たしたとされる。

Q. 生態系保全活動計画書の作成にかかる専門家の指導を受けるための講師派遣出張費、謝礼等を本交付金の対象としてよいのか。

A. 本交付金の対象としてよい。

(参考様式)

平成 年 月 日

生態系保全計画書

1. 活動組織の概要

活動組織名：_____

実施区域：資源向上支払交付金交付対象農用地（田）面積 _____a

2. 整備計画

1) 保全対象種：_____

※保全種の選定方法：_____

2) 取組内容

設置施設	延べ数量	年度計画				

3. モニタリング計画

4. 施設設置位置図

(参考様式)

平成 年 月 日

生態系保全計画書

1. 活動組織の概要

活動組織名： 〇〇保全隊

実施区域：資源向上支払交付金交付対象農用地面積 7,512 a

2. 整備計画

1) 保全対象種： フナ、ナマズ、トノサマガエル、ドジョウ

※保全種の選定方法： △△大学の●●先生と現地調査を行い決定

2) 取組内容

設置施設	延べ数量	年度計画				
		H29 年	H30 年	H31 年	H32 年	H33 年
水路魚道（堰上式）	4 箇所	2	2			
水田魚道（一筆型）	16 箇所			8		8
水田内水路	160 m				160	

3. モニタリング計画

- ・平成 29 年は施設を設置する予定箇所の現状調査として、集落の子供会と一緒に生き物観察会を実施する。
- ・平成 30 年～平成 32 年は魚道を設置する排水路の水田において××小学校と連携して生き物観察を実施し、フナ、ナマズの稚魚が生息しているか確認する。
- ・平成 33 年度は設置した水田内水路の周辺を対象にトノサマガエルの卵やドジョウの生息を確認する。など・・・

4. 施設設置位置図

活動計画書の位置図に計画している施設の位置
と延長を記入して添付ください。

交付対象面積に対する生態系保全型の年間必要施設数 早見表

※同じ施設を設置した場合の施設数になります。

水田の交付対象面積(ha) ※1		0 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 40	40 ～ 50	50 ～ 60	60 ～ 70	70 ～ 80	80 ～ 90	90 ～ 100	
生態系保全型の施設	水路魚道(堰上式)	箇所	1	1	1	1	2	2	2	3	3	
	水路魚道(階段式)	箇所	1	2	3	4	5	7	8	9	10	
	水田魚道(一筆型)	箇所	1	2	3	4	5	7	8	9	10	
	水田内水路 ※2	m	20 ～ 40	40 ～ 60	60 ～ 80	80 ～ 100	100 ～ 120	120 ～ 140	140 ～ 160	160 ～ 180	180 ～ 200	200 ～ 220
	生態環境向上施設 ・排水路の深み設置 ・排水路の堰板・丸太による水深確保 ・乱杭・置石の設置 ・魚巢ブロックの設置	箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	水路の蓋、農道下の暗渠 ※2	m	25 ～ 50	50 ～ 75	75 ～ 100	100 ～ 125	125 ～ 150	150 ～ 175	175 ～ 200	200 ～ 225	225 ～ 250	250 ～ 275
	水路からの脱出施設	箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	ビオトープ	箇所										
	ワンド	箇所										
	石積み護岸	m										
個別協議												
個別協議												
個別協議												

個別協議

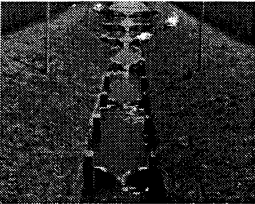
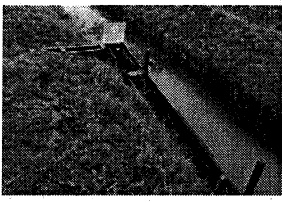
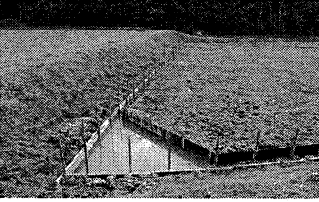
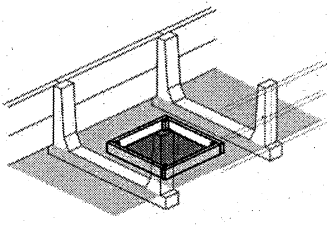
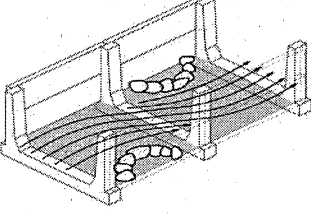
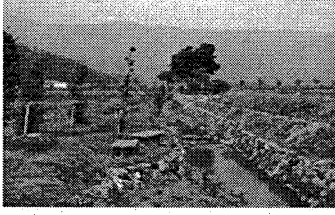
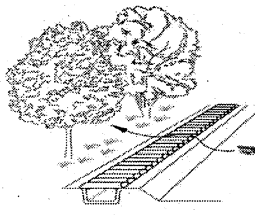
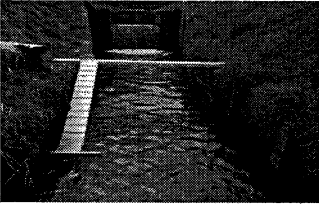
個別協議

個別協議

※1 面積については、「00haを超え～00ha以内」となります。

※2 延長については、「00m以上～00m未満」となります。

【参考】生態系保全型の対象となる取組

①水路魚道の設置	 堰上式魚道の設置	 階段式魚道の設置	
②水田魚道の設置	 一筆型魚道の設置		
③生態環境向上施設の設置	 ピオトープ水田の実施	 小溝（水田内水路）の設置	 水路への深みの設置
	 堰板・丸太設置による水深確保	 乱杭、置石の設置	 魚巢ブロックの設置
	 ワンドの形成	 石積水路の設置	
④生物の移動経路の確保	 水路蓋の設置	 水路からの脱出施設	